

令和7年2月28日招集

第11回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第11回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月28日(金) 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聡	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝	13. 北見 尚志
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員 : (1名) 10. 忠野 佳純

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画(貸借)の取消しについて
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第7号 贈与税の納税猶予の継続に係る「農業経営を引き続いて行っている旨の証明書」の発行について(佐渡税務署)

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

- ① 農地改良届の受理について
- ② 農地法第18条の規定による通知について
- ③ 認定農業者について

2) 広報・研修委員会協議報告事項について

- ① 農業委員会だより No. 40 の発行について

3) 佐渡市農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

4) JA推薦委員からの連絡事項等について

5) 会務報告・会務予定について

6) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

次 長 野 嶋 雅 博 係 長 伊 藤 雅 之 係 長 恵 帳 塚 実 主 任 池 剛 宏

8. 会議の概要

次 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第11回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
次 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番忠野佳純委員の1名でございます。 ただ今の出席委員は、委員定数24名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、第11回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	「異議なし」の声がございましたので、17番本間一寿委員、18番金切秀明委員を指名いたします。それでは、日程2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。2月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	14番佐々木です。2月分の農地部会を2月20日に行いまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また、現地確認については、地区の農業委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」3件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願になります。今月3件、田4筆、合計6,285平米。 案件番号1番、金井新保の方からの申請で、金井新保の田2筆、計5,449平米。農地の荒廃化が著しく、復元しても利用が見込まれないため、原野で整理するものです。担当委員及び現地確認日については、備考欄をご確認ください。 案件2番以降、所有者、申請人、申請地番、面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上3案件については、農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 3 番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」 3 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」 10 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 3 条の許可申請になります。議案書の 3 ページからをご覧ください。今月 10 件、田 18 筆 17,585 平米、畑 4 筆 1,542 平米、合計 19,127 平米。 案件番号 1 番、埼玉県所沢市の方から下久知の方に、下久知の田 1 筆 2,002 平米。近接農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 なお、各案件の担当委員、現地確認日については議案書に記載のとおりです。 案件番号 2 番、埼玉県所沢市の方から河崎の方に、下久知の田 2 筆 3,939 平米。耕作していた農地を取得し、経営の安定化を図りたいということで売買になります。 案件番号 3 番、長野県長野市の方から両津湊の方に、原黒の畑 1 筆 417 平米。購入予定地に隣接する農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号 4 番、新潟市北区の方から羽吉の方に、羽吉の畑 1 筆 605 平米。居宅に隣接する農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号 5 番、神奈川県厚木市の方から入川の方に、八幡の田 3 筆 1,221 平米。耕作地に近い農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号 6 番、金井新保の方から金井新保の方に、金井新保の田 4 筆 4,089 平米。近接農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買になります。 案件番号 7 番、新穂皆川の方から宮川の方へ、新穂皆川の田 1 筆 5,039 平米。親から農地を引継ぎ耕作するため贈与になります。 案件番号 8 番、新穂北方の方から宮川の方へ、新穂長畝の畑 1 筆 71 平米。宅地に隣接する農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで贈与になります。 案件番号 9 番、新潟県新発田市の方から下新穂の方に、目黒町の田 4 筆 507 平米、畑 1 筆 449 平米、合計 956 平米。農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。 案件番号 10 番、竹田の方から大小の方に、竹田の田 2 筆 788 平米。耕作地を譲り受け、経営の安定化を図りたいということで贈与になります。以上、10 案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	それでは、案件 1 番から 3 番について現地調査を行った 1 番藪田亨委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番と 2 番につきましては 2 月 26 日に、案件番号 3 番につきましては、昨年の 10 月 28 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、案件 4 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号 4 番について、2 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 5 番について現地調査を行った 9 番土屋七司委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号 5 番について、2 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 6 番について現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号 6 番について、2 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 7 番について現地調査を行った 3 番森田聡委員から報告をお願いします。
3 森田 聡	案件番号 7 番について 2 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 18 番金切秀明委員から報告をお願いします。
18 金切 秀明	案件番号 8 番について、昨年 12 月 20 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 9 番について現地調査を行った 6 番細野真二委員から報告をお願いします。

6 細野 真二	案件番号 9 番について、1 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 10 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23 佐々木 隆正	案件番号 10 番について、2 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 10 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」10 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、6 ページをご覧ください。5 条申請 4 件、田 6 筆 2,214.56 平米、畑 3 筆 669 平米、合計 9 筆 2883.56 平米です。 案件番号 1 番、譲受人が新潟市の会社、譲渡人が神奈川県の方です。申請地は八幡の田 2 筆、合計 1,849 平米。所有権の移転売買です。変更目的は店舗、駐車場等の新設です。申請理由は現在の店舗が老朽化したことから、当該地に移転するものです。申請地の場所は 7 ページの地図をご覧ください。国道 350 号線の鍛冶町中原バス停から南東へ 330 メートルの場所に位置しています。申請地周辺は市街化の傾向が著しい区域にある農地であり、第 3 種農地に該当します。建物の汚水・雑排水は公共下水道に接続し、雨水は既存の道路側溝に排水するため、周囲の農地への影響はありません。必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に案件番号 2 番、譲受人が新穂長畝の方、譲渡人が八幡町の方です。申請地は八幡町の畑 2 筆 285 平米。所有権の移転売買です。申請目的は、駐車場の整備です。変更理由は隣接する住宅を購入し、そこへ住むにあたり駐車場が必要となることから、当該地を駐車場として利用するものです。申請地の場所は 8 ページの地図をご覧ください。国道 350 号線の八幡新町バス停から西へ 100 メートルに位置しています。申請地周辺は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、2 種農地となります。申請地周辺には、当該目的を達成できる第 3 種農地や非農地はなく立地基

	準は問題ありません。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も借入金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に案件番号3番、譲受人が千種の方、譲渡人が千種の方です。申請地は千種の田1筆140平米、畑1筆384平米。所有権の移転売買です。変更目的は資材置場、駐車場の整備です。申請理由は申請地周辺で新たに建築業を始めることから、当該地をその事業のための資材置場及び駐車場としたいというものです。申請地の場所は9ページの地図をご覧ください。国道350号線の金井学校前バス停から北へ230メートルに位置しています。当該地周辺は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、2種農地となります。排水は発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。 次に案件番号4番、譲受人が佐渡市、譲渡人が千種の方です。申請地は千種の田3筆611平米のうち225.56平米。賃借権の設定です。変更目的は仮設道路の整備です。変更目的は申請地付近で道路改良工事を行うため、工事期間中の仮設道路として整備するものです。許可日から令和8年9月30日までの一時転用です。 申請地の場所は10ページの地図をご覧ください。国道350号線の金井学校前バス停から西へ300メートルに位置しています。申請地周辺はすでに市街化しており、第3種農地に該当しています。排水は発生しないため、周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、案件番号1番、2番について、現地調査を行った9番土屋七司委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号1番と2番について、2月25日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。1番、2番共に事務局の説明どおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件番号3番、4番について、現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号3番と4番について、2月26日に農業委員、推進委員、事務局とで、現地確認を行いました。3番、4番共に事務局の説明どおり許可基準を満たしていましたので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第5条の規定による

事務局	許可申請」4件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」399件を上程します。事務局から説明をお願いします。 農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。まず初めに議案の一部修正がございます。修正箇所は、156頁の左端の案件番号です。259になっていますが、399に修正をお願いいたします。あわせて、1ページ上段の集計について、農地中間管理事業の件数を230案件から231案件に、合計の398案件を399案件に1案件ずつ増やしていただきますようお願いいたします。筆数及び面積の修正はございません。今月は399案件です。 案件1番、梅津地内の田3筆2,484平米について、両津夷の方から梅津の方へ令和7年3月1日から令和16年2月28日まで9年間再設定で賃貸借するものです。借り手、貸し手及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。今月は、2法人の新たな借受がございます。 なお、議事参与案件は案件1番から8番の8件となっています。 利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件1番について採決を行います。2番渡邊秀一委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長 一 同	それでは、案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件1番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、案件2番について採決を行います。9番土屋七司委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件2番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件2番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、案件3番について採決を行います。12番古屋野勝委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件3番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件3番を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、案件4番から8番について採決を行います。案件4番から8番の耕作者である農事組合法人は、4番民部猛委員並びに8番本間隆委員の2名が理事に就任されております。4番民部猛委員並びに8番本間隆委員の退席をお願いします。 （委員 退席）
議 長	それでは、案件4番から8番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件4番から8番の5件を原案のとおり決定することにいたします。 （委員 着席）
議 長	次に、議事参与案件を除いた案件9番から399番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農用地利用集積計画（貸借）

事務局	の決定について」案件 9 番から 399 番まで、391 件を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の取消しについて」を上程します。事務局から説明をお願いします。 農用地利用集積計画（貸借）の取消しについて説明いたします。 今回は令和 6 年 4 月に許可決定いただきました農用地利用集積計画の一部取消しに関する案件です。議案書は、11 ページから 13 ページまでで、1 件ございます。 耕作者としては親の急死により引き継いだ地番で継続して管理する意思によるものと思われませんが、先月、所有者が行政サービスセンターへ対象地番の場所の確認のお問い合わせをされたことがきっかけで、現地在が森林化していて耕作の実態がないこと及び賃借料の事前協議と本年度分の支払がないこと、所有者本人が署名押印していないことから、取消しの申し出をいただいたものです。 現在、農地への再生利用が困難または非農地の状況にあることと、所有者が署名並びに同意をしていないことから、取消しはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	農用地利用集積計画（貸借）の取消しについて質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 著	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の取消しについて」案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」23 件を上程します。はじめに、編入案件の 1 番から 7 番について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは 14 ページから 18 ページをご覧ください。この度、農業振興地域の変更に係る意見照会ということで佐渡市農業政策課から、農用地区域への編入と除外に係る手続きにおいて、農業委員会に意見を求めるものとなります。今回、全部で 23 件ございます。 まずは農振区域への編入です。7 件です。 案件番号 1 番、城腰の案件です。新潟市の方からの申請です。土地改良事業を実施するため、農振区域に編入するものです。所在地は城腰の田 1 筆 1,551 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま。 案件番号 2 番、住吉の案件です。住吉の方からの申請です。土地改良事業を実施するため、農振区域に編入するものです。所在地は住吉の田 2 筆 2,620 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思

	われます。 案件番号 3 番、住吉の案件です。住吉の方からの申請です。土地改良事業を実施するため、農振区域に編入するものです。所在地は住吉の田 1 筆 1,907 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま す。 案件番号 4 番、住吉の案件です。両津湊の方からの申請です。土地改良事業を実施するため、農振区域に編入するものです。所在地は住吉の田 1 筆 1,015 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま す。 案件番号 5 番、住吉の案件です。新潟市の方からの申請です。土地改良事業を実施するため、農振区域に編入するものです。所在地は住吉の田 1 筆 434 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま す。 案件番号 6 番、金井新保の案件です。金井新保の方からの申請です。中山間地域等直接支払制度の対象とするため、農振区域に編入するものです。所在地は金井新保の田 2 筆 2,024 平米、ため池 1 筆 59 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま す。 案件番号 7 番、下新穂の案件です。下新穂の方からの申請です。中山間地域等直接支払制度の対象とするため、農振区域に編入するものです。所在地は下新穂の田 5 筆 3,459 平米です。現地は田となっており、農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われま す。以上、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。編入案件 1 番から 7 番につきまして、採決を行います。編入案件 1 番から 7 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」、編入案件 7 番を原案のとおり決定することにいたします。 続きまして除外案件 8 番から 23 番につきまして、審議します。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	続きまして、除外の案件です。16 件ございます。 案件番号 8 番、加茂歌代の案件です。加茂歌代の方からの除外申請です。申請地は加茂歌代の畑 1 筆 358 平米。変更目的は、資材置場とするためです。場所は国道 350 号線境バス停から西へ 1.4 キロメートルに位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま す。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。 案件番号 9 番、鷺崎の案件です。鷺崎の方からの除外申請です。申請地は鷺崎の

畑1筆3,706平米。変更目的は、資材置場とするためです。場所は主要地方道佐渡一周線藻浦入口バス停より西へ250メートルに位置しています。申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、所要面積が大きいため計画面積について特に整理願います。

案件番号10番、立野の案件です。新潟市の会社からの除外申請です。申請地は立野の田3筆73.11平米。変更目的は、送電鉄塔を建設するためです。場所は国道350号線横山西バス停から南西へ240メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第1種農地に該当すると思われます。転用許可を要しないものであり支障ありません。

案件番号11番、達者の案件です。達者の方からの除外申請です。申請地は達者の畑1筆365平米の内、23平米。変更目的は、墓地とするためです。場所は主要地方道佐渡一周線尖閣湾達者バス停より東へ130メートルに位置しています。申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われますが、他法令の許可が得られる見込みがあれば止むを得ないものとします。

案件番号12番、沢根の案件です。沢根の方からの除外申請です。申請地は沢根の田1筆361平米の内、80㎡。変更目的は、駐車場とするためです。場所は旧主要地方道佐渡一周線沢根質場バス停より西へ290メートルに位置しています。申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。

案件番号13番、八幡の案件です。八幡の方からの除外申請です。申請地は八幡の畑1筆4,083平米の内、1,581平米。変更目的は、資材置場とするためです。場所は国道350号線八幡温泉前バス停から南西へ230メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第1種農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、周囲の農地へ支障がないよう配慮願います。また、1種農地であることから、1種農地以外への代替えができないか整理願います。

案件番号14番、石田の案件です。東京都の方からの除外申請です。申請地は石田の田2筆267平米、畑1筆101平米。変更目的は、進入路等とするためです。場所は一般県道妙正寺・佐和田線鍛冶町バス停から北へ800メートルに位置しています。申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、変更目的の詳細が不明なため、変更目的について再度確認願います。

案件番号15番、貝塚の案件です。福島県の方からの除外申請です。申請地は貝塚の畑3筆1,841平米。変更目的は、自然体験施設とするためです。場所は国道350号線貝塚バス停から西へ170メートルに位置しています。申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。

案件番号16番、金井新保の案件です。金丸の方からの除外申請です。申請地は金井新保の田2筆1,192平米。変更目的は、農業用施設とするためです。

	場所は国道 350 号線運動公園前バス停から南東へ 870 メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第 1 種農地に該当すると思われます。農業用施設においては、第 1 種農地でも代替性の検討において整理出来れば止むを得ないものと思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、事業計画の範囲に水路がありますので、支障がないよう配慮願います。 案件番号 17 番、金井新保の案件です。金井新保の方からの除外申請です。申請地は金井新保の田 1 筆 360 平米。変更目的は、一般住宅とするためです。場所は国道 350 号線貝塚バス停から西へ 610 メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第 1 種農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。 案件番号 18 番、新穂北方の案件です。新潟市の方からの除外申請です。申請地は新穂北方の畑 1 筆 645 平米。変更目的は、一般住宅とするためです。場所は一般県道金井・新穂線下新穂バス停から北へ 280 メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第 1 種農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、一般住宅の建築に際し目安とされている面積を超えていることから、計画面積は特に整理願います。 案件番号 19 番、滝脇の案件です。真野の方からの除外申請です。申請地は滝脇の畑 1 筆 3,143 平米の内、394 平米。変更目的は、一般住宅とするためです。場所は国道 350 号線滝脇バス停から南東へ 240 メートルに位置しています。申請地の農地区分は農地の広がりがあることから、第 1 種農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。 案件番号 20 番、大小の案件です。大小の方からの除外申請です。申請地は大小の田 7 筆 5,424 平米。変更目的は、一般住宅兼宿泊施設とするためです。場所は国道 350 号線小立バス停の隣に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、計画面積が大きいことから、所要面積の必要性については特に整理願います。 案件番号 21 番、羽茂小泊の案件です。羽茂小泊の方からの除外申請です。申請地は羽茂小泊の畑 2 筆 749 平米。変更目的は、植林するためです。場所は国道 350 号線小泊中山バス停から西へ 1.2 キロメートルに位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、周囲が樹園地であることから影響がないよう配慮願います。 案件番号 22 番、羽茂大橋の案件です。新潟市の方からの除外申請です。申請地は羽茂大橋の畑 1 筆 360 平米。変更目的は、農家住宅を建築するためです。場所は主要地方道佐渡縦貫線岡田入口バス停から西へ 800 メートルに位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理ができれば農地への影響もないと思われ除外は妥当で問題ないものとします。 案件番号 23 番、羽茂大橋の案件です。羽茂大橋の方からの除外申請です。申請
--	--

	地は羽茂大橋の畑 1 筆 2,225 平米。変更目的は、植林するためです。場所は主要地方道佐渡縦貫線岡田入口バス停から西へ 1.2 キロメートルに位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。計画面積の必要性・非農地における代替地の整理をするとともに、隣接地が農地であることから影響がないよう配慮願います。以上のとおり、意見を付して回答したいと考えております。ご審議よろしく願います。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方は願います。
1 藪田 亨	はい。一つお聞かせください。意見のところで非農地における代替地の整理という表現がでてくるんですが、これは、非農地でまずは検討しないさいということでしょうか。
事務局	はい。今ほどのようなご質問の代替地の整理の部分ですが、転用申請に際してまずは非農地や第 3 種農地で事業が実施できないか検討したうえで、どうしてもそういった土地がなく、やむなく 2 種農地や 1 種農地を転用することとなりますので、その整理をしてもらいたいということで意見の中へ入れております。
議 長	他にご質問、ご意見がある方は願います。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。除外案件 8 番から 23 番につきまして、一括して採決を行います。除外案件 8 番から 23 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見」除外案件 8 番から 23 番につきまして、原案のとおり決定することにいたします。 次に、贈与税の納税猶予の継続に係る「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」の発行について上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	贈与税の納税猶予につきまして農業委員会では、贈与された農地を農業者が現在も引き続き農業経営を行っていることを 3 年に 1 度証明するものです。所在地は小木地区宿根木です。担当委員から報告をお願いします。
2 2 久保 守	1 月 31 日、農業者と面談の上、現地確認しました。現地は農地として利用され、引き続き農業経営を行っていることを確認しました。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問・ご意見のある方は願います。 (意見、質問なし)

議 長	ご質問がないようですので、採決を行います。証明書を発行することにご異議ありませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、「議案第 7 号 贈与税の納税猶予の継続に係る「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」を発行することに決定します。
議 長	それでは、日程第 3 「協議・報告事項」に入らせていただきます。(1) 農地部会協議報告事項として、はじめに、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、20 ページをご覧ください。農地改良届 1 件です。申請者が旭の方で、土地の表示は水渡田の田 2 筆 3,205 平米です。改良目的といたしまして、盛土し水田を効率よく利用できるようにするためです。土質は粘性土、砂礫土で土量が 2,100 立米。期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までです。現地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届について受領させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 21 ページから 78 ページで 110 件ございます。今月も、受け手が不在となる利用調整案件がありますが、所有者から依頼を受け資料のできたものから順に皆様に依頼しますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の 79 ページをご覧ください。今月は 2 月 28 日審査分で 3 件ございます。うち、新規が 2 件、再認定が 1 件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。次に (2) 広

	報研修委員協議報告事項について、①農業委員会だより No. 40 の発行についてです。事務局お願いします。
事務局	農業委員会だよりについて、お手元に配布しておりますのでご覧ください。 農業委員会だよりNo.40 につきましては、関係者の皆様から多大なご協力をいただきまして発行する運びとなりました。3月10日の農事連絡員文書にて配布することとなります。まずは、委員の皆様にご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に(3)佐渡市農用地利用最適化推進施策等に関する意見書の回答について事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、意見書の回答についてご報告します。資料については、お手元の資料No.1をご覧ください。1月10日に市長に手交した意見書について、2月13日付けで担当課から意見書の回答をいただきました。 意見書に対する回答については、市の農業政策課及び佐渡地域振興局やJA佐渡など関係機関との連携において、様々な施策を展開するとの回答でしたので、農業委員の皆様からのご支援とご協力をよろしくお願いします。また、何かお気づきの点がございましたら、事務局までお知らせくださるようお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(4)「JA推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。
JA推薦委員	(JA推薦委員説明)
議 長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、JA推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(5)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	次に、(6)「その他」に入ります。委員の皆様からご発言はございますか。 (意見、質問なし)

議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
次 長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木会長職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 7 番 本間 一寿

署名委員 1 8 番 金切 秀明